

令和6年度東京都入札監視委員会 第3回制度部会  
(一般社団法人東京都電設協会との意見交換会)

令和7年2月3日(月)

東京都庁第一本庁舎 25階 112・113会議室

【臼田契約調整担当課長】 おはようございます。

それでは、お時間となりましたので、これより東京都電設協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会としての意見交換会の場を設定させていただきました。

東京都電設協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ、都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私、財務局経理部契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

まず、出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介します。

まず、オンラインでご参加をいただいております入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 おはようございます。斉藤です。本日はよろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、こちらの会場にお越しいただいております入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしく願いします。

【臼田契約調整担当課長】 東京都電設協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、お時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にございます出席者名簿に代えさせていただきますと存じます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 おはようございます。東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

まずは、本日、大変お忙しいところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

池田会長をはじめといたしまして、東京都電設協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

また、協会並びに会員の皆様方におかれましては、最近の資材価格の動向など、社会経済情勢が変化しております中におきましても、都の建設事業をお支えいただいております、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

皆様もご案内のとおり、昨年6月には、国におきまして第三次・担い手3法が成立をいたしました。

現在、順次施行されている段階でございますが、都といたしましても改正法の趣旨などを踏まえまして、しっかりと対応していかなければならないものと認識をしておるところでございます。

皆様から現場の声をしっかりと伺い申し上げながら、引き続き適切に入札契約制度の運営を図ってまいりますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革の取組などに貢献してまいりたいと考えておりまして、本日は大変貴重な意見交換の機会であると考えているところでございます。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、本日も専門的な見地からご意見、ご質問を頂戴できればと思っております。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**【臼田契約調整担当課長】** では、続きまして、東京都電設協会の池田会長よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

**【池田会長】** おはようございます。東京都電設協会の会長の池田でございます。

今日は、大変貴重な時間を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

先月、私どもの賀詞交換におきましても、東京都知事の小池都知事にご来会いただきまして、非常に資材価格の高騰、人材不足、諸課題におきまして、我々の中小企業は大変ですと、何とか東京都の事業のためにも、皆さん、頑張って経営を続けていただきたいというふうに激励の声もいただいたわけでございます。

そんな中で、今日もこうして財務局の皆様と意見交換会ということをお招きいただきまして、我々も魅力のある東京都の事業にたくさんの業者が参加できますように、会員の皆様を含めまして、これから今日も諸課題あると思っておりますけども、話し合った内容をまた会合等を通じまして、会員に周知徹底してまいりまして、我々も魅力のある東京都の工事に積極的に参加できればと考えております。

今日は、どうか短い時間でございますが、よろしくお願いいたします。

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。

東京都電設協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

次に、報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）についてでございます。

こちらにつきましては、本日ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は最後に一括して実施させていただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京都電設協会様からお願いできますでしょうか。

【清水事務局長】 事務局長の清水でございます。

意見・要望事項を説明させていただきます。

1、工事発注方式について。

現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。

建築物全体の取得コストの低減や不調の発生を抑えるため、建築一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では電気工事業者のような専門工事業者は全て下請業者となり、多くの事業者が建築業者からのコスト削減要求やダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事实績を積む機会を失うことにもなる。

コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式のほうが優れており、東京都では今後もこれを堅持すべきであると考えている。

2、公共事業の推進について。

公共事業は、景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し、着実に推進していただきたい。

電気工事業者を取り巻く環境は、資材価格の高騰や納期の遅延、そして本年4月から適用されている罰則付き時間外労働の上限規制等、不透明感を拭えず、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくない。それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたい。

電気工事は、産業の競争力の強化や人々の生活の安全安心に直結する重要インフラであり、事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

3、4週8閉所の実現について。

(1) 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底。

罰則付きの時間外労働の上限規制が4月より適用されている。

現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉止は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。

(2) 全体工期の延長や契約金額の変更（増額）。

建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考えます。

### （3）労務単価の引き上げ。

時間外労働の上限規制に伴う収入の減少を補うためにも、労務単価を引き上げていただきたい。

労務単価については、新規入職者を増やすためにも、他産業並みの就労環境の整備が必要であると考えます。

### 4、LED化の工事発注方式について。

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めた照明や施設も同様にリース契約をしない旨の回答をいただいているが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続を確認していただきたい。

リース支払額に含まれる金利等の関係で、リース契約による場合はトータルでの支出が多くなることに加え、リース物件の所有権がリース会社にある関係で、設置工事の施工体制等や維持管理方法の確認・指導に都が関与できないこと、リース会社と工事施工会社との請負契約において法定福利費の確保など、適切な価格で契約されているかが不明なことに加え、現在の街路灯保守契約の特記仕様書で求められている「24時間365日、常に事故、災害等が発生した場合の即時出勤体制の確保」に対応できるかが疑わしいこともあり、現行の発注方式の継続が適切であると考えます。

### 5、事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について。

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくとともに、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会などへの職員の講師派遣等、その活動への協力と支援をお願いしたい。

### 6、財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について。

財務局発注案件についても、他の部局と同様に、件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。

財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件目について申込から入札までの期間に1か月半から2か月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むことになるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。

入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込ができる制度の導入が必要と考える。なお、1件でも落札した場合、ほかは辞退とする。

### 7、価格高騰や資材不足に対する適切な対応について。

価格については、単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等、状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。

電設資材の価格高騰、納期の遅延等、先行きの見通せない状況が続いている。

電設資材全般で価格の高止まりとともに、納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。

東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも、弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。

以上です。

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴いたしました、ご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から順次、ご回答を差し上げます。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

早速ですけれども、ご要望に関しまして回答させていただきます。

まず、上から順番に1番、現行の工事発注方式の堅持についてでございます。

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離・分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図っているところでございます。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。

今後とも、原則として分離・分割発注を徹底するよう、各局に周知してまいります。

以上、1番でございます。

2番です。公共事業の推進についてでございます。

社会資本の整備は、都民の安全安心や利便性を向上させるとともに、新たな雇用や需要を創出し、経済の波及効果も高く、東京の持続的発展や日本経済の活性化にもつながるものであることから、必要な取組は着実に進めていく必要があると考えております。

一方、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、工事に関しましては適切に実施されるものと認識しております。

従いまして、いただいたご要望につきましては、工事の各発注の関係部署に申し伝えさせていただきますと思います。

**【軸菌電気技術担当課長】** 建築保全部電気技術担当課長の軸菌と申します。本日は、よろしくお願いいいたします。

私のほうから3番、4週8閉所の実現について、(1)適切な「概成工期」の設定と指導の徹底について回答させていただきます。

工事現場の週休2日の実現は重要と認識しております。このため、概成工期については、設備の試運転等を行う期間を考慮し、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用して、適切に設定しております。

また、円滑に工事を進めるためには、建築や電気設備などの様々な工種の受注者が連携して施工することが必要です。そのために監督員は、工事現場の定例会等において工種をまたいで工程を確認するとともに、必要に応じて受注者に指示等を行っております。

さらに、概成工期と同時期である受電の6か月前と1か月前に実施している統括電気主任技術者の現場実査を実施する際に、各工事の監督員への助言や情報共有を確実に行うとともに、受注者への周知などを通じて、引き続き概成工期の遵守を図っていきます。

続きまして、(2)全体工期の延長や契約金額の変更増額についてです。

工事契約後、工期に影響を与えるような状況が生じた場合には、必要に応じて設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでいきます。

続きまして、(3)の労務単価の引上げについてですが、労務単価について、都では、国が毎年度定める公共工事設計労務単価を用いて予定価格を算定しており、今後も適切に取り組んでいきます。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 続きまして、4番のご説明させていただきます。LED化の工事発注方式についてでございます。

こちらは、主に建設局の話かと思えますけれども、リース契約を採用する予定はなく、引き続き工事発注を行うと聞いております。

いただいたご要望につきましては、工事を発注している建設局にしっかり申し伝えておきたいと思えます。

5番、事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援についてでございます。

よりよい入札契約制度を構築するためには、業界団体との意見交換は重要であると考えておりまして、今後も実施させていただきたいと考えております。

また、講習会等への講師派遣につきましても、必要に応じて実施させていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【荒山契約第一課長】** 財務局経理部契約第一課長の荒山と申します。よろしくお願いいたします。

6番の財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入についてというところで、私のほうから回答させていただきます。

財務局の発注する工事では、専任の技術者配置による適切な履行を担保するというところで、希望申込の際に配置予定技術者の専任性を確保するとともに、限られた発注案件数の中でより多くの事業者を受注機会の確保が図られるようというところで、原則として案件の重複申込できないこととしてございます。

なお、ご提案にございました、「重複申込をしておいて他案件を落札した場合には当該案件を辞退する」という運用でございますけれども、貴協会に所属しない事業者もいる中で、なかなか統一的な対応は難しいのかなというふうに考えているというのが1点でございます。

また、重複申込を認めることで、結果として当該案件だけを希望していただいた事業者を指名から漏らしてしまうということもあり得ますので、他案件を落札した事業者が集中した場合には、結果として辞退者が多数となってしまうということもあることから、適正な競争環境を確保できないというふうな恐れもございまして、ご提案のような運用を行うのはなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

東京都としても、昨今の状況としまして技術者不足ですとか、労務単価上昇などによりまして、都発注工事においても、特に設備工事は希望が少ないなというふうを感じる場合も私どもとしては認識してございます。

そういったこともありますけれども、公共調達の中では、より幅広く多くの事業者に手を挙げていただきたいということの中で、こういった運用させていただいているところでございます。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 最後、7番でございます。価格高騰や資材不足に対する適切な対応についてでございます。

これまでも都が発注する工事においては、スライド条項を活用して物価変動等への対応を図るとともに、庁内へのスライド条項の適切な運用を通知しているところでございます。

また、単品スライドについては、実情をより適切に反映できるよう、国に準じて令和4年9月1日から運用を見直しております。インフレスライドにつきましても、設計労務単価の変更がなくても請求ができるように、令和5年1月16日から運用を見直しているところでございます。各スライド条項に基づく事業者からの請求に確実に対応できるよう、庁内に周知しています。

今後ともスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

**【軸菌電気技術担当課長】** 後半部分について、私から回答させていただきます。

資材不足等で、工期に影響を与えるような状況が生じた場合は、受発注者間で工程調整の協議を行っていただき、必要に応じて設計変更などの措置を講じております。

今後も適切に取り組んでまいります。

**【臼田契約調整担当課長】** 都からのご回答につきましては、以上のとおりとなります。

それでは、ここからは、お時間の限りで意見交換の時間とさせていただきたいと存じます。

これまでを踏まえまして、ご意見をいただければと思います。

まずは、入札監視委員会の委員の皆様いかがでしょうか。

では、斉藤先生、お願いいたします。

**【斉藤委員】** ありがとうございます。

本日はありがとうございます。

それでは、私からは3の(1)の適切な概成工期の設定と指導の徹底、このの箇所についてお聞きしたいと思います。

こちらのご要望、ご提言については、適切な概成工期の設計がなされていないというこ

とで、改善してほしいという趣旨と承りました。

ほとんど毎土曜日に作業を行っている現状のようですが、その原因として建築工事の遅れが多分に影響しているとのことでした。

私からの質問ですが、これについて建築工事の遅れ以外にも原因があるのかということが1点です。もう1点は、先ほど協会さんからのご提言に対して、都からは基準に基づいて概成工期を設定しているとのことのお返事がありました。これに対し、協会として、発注者が他にもできるようなことがあれば、具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【臼田契約調整担当課長】** 2点、斉藤委員のほうからのご質問ということで。

まずは、建築工事の遅れ以外に、何か要因というのがあるのかというご質問に関しましては、いかがでしょうか。

**【渡部副会長】** 回答させていただきますが、建築工事はやっぱりほとんどだと思えますが、ただ、多分に最近多いのは資材の納期の遅れ等と、やはりメーカー等が工事等の対応、物の調達が困難というところで工期が押してきているというところもございしますが、ほぼ、ほとんど建築工事の、それは建築工事のほうでも物が入らないとか、人手が足りないというところのしわ寄せが来ているというところも多いかと思えます。

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

続きまして、2点目として、都として概成工期の徹底というご要望の他に発注者の立場で何かすべきことというのはあるかといったご質問だったと思うのですが、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

**【本間常任理事】** 今、渡部副会長のほうで話したとおり、建築工事の遅れがほとんどなのですが、過去を遡ること、もう20年前か30年かちょっと記憶にはないのですが、前は建築工事が終わった日プラス設備工事の竣工は2週間後というふうに工期が決まっていたのですが、あるところからちょっと記憶が定かじゃないのですが、概成工期という言い方に変化されたというふうに記憶しております。

そうしますと、工期エンドがやはり同じな中で概成工期といううたわれ方をしているので、どうしても建築屋さん、建築工事屋さんのほうが工期エンドまで大体使ってしまうというのが、押してきたときになってしまっているのが現状だと思うのですよ。

そうすると、やはり以前にあったような、過去にあったような2週間の試験調整という時間が我々から奪われてしまっているというふうに、我々も現場サイドでは認識しちゃっているのですけども。

以上です。

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

じゃあ、今の点に関しまして、東京都側のほうで何か。

**【軸菌電気技術担当課長】** プラス2週間というところ、ちょっと私も建築保全部で20年以上やっていますが、私のほうでちょっと記憶がないところでございますが。やはり

施設の運用開始を目指して、それに対して全部の工種が同時に竣工して速やかに調整して引き継ぐというのがやっぱり大事でございますので、やはり概成工期というのを設定して、それに向かって建築含め、ほかの職種も守るということが大事だと思います。私のほうでも、電気主任技術者として概成工期のタイミングで受電を迎えますが、そのときに現場で検査します。やはりそのときに、電気工事がほぼ接続とか据付が終わった状態でないと検査しませんよ、受電させませんよというのを1か月前にも説明して、もしそれが遅れるようであれば、検査も遅らせますし、受電も遅らせるという、そういう手段を取りたいと言っております。ですので、そういう電気設備の重要性、そこをちゃんと全監督員と受注者、建築も含めた受注者にも伝えておりますので、そこをしっかりと伝えて守っていただきたいというふうにこれからも引き続きやっていきたいと考えております。

【臼田契約調整担当課長】 齊藤委員、いかがでしょうか。今の返答に関しまして。

【齊藤委員】 ありがとうございます。承知しました。

【臼田契約調整担当課長】 では、ありがとうございます。

仲田委員、いかがでしょうか。

【仲田委員】 仲田です。質問させてください。

罰則付き時間外労働の上限規制が4月から実施された、あるいは労働、あるいは資材の供給不足、それに伴う価格アップ、非常に厳しい環境にあることを了解しているのですが、今回の協議というのは大変重要な場だとは思っています。この要望をお聞きする限り、3の(3)以外は、ほとんど昨年と一緒というふうに私は認識しているのですが、協会側からの要望の改善というのが進んでいるのかどうか、その辺りを協会サイドからお聞きしたいと思います。

【渡部副会長】 一応協会も会員の全員ではないのですが、ある程度挙がってきている意見と感じますのは、あまり改善はされていないというところですね。というのは、まだ始まってはいるのですが、発注時期が罰則規定がつく前のものに関しては努力目標というところで、全く事態が変わっていないというのがほとんどなものですから。今後、発注してきて、今年、来年からは大分変わってくるのかどうかというところでは推移を見守っておりますけど、今のところは改善もされたというような話は、何件かは当然のことながら土日休みになったよとかというのはあるのですが、まだまだ足りていないのかなというのが現状というのは、話が多いと思います。

【仲田委員】 ありがとうございます。

都としての、もう一段、力を入れて、要望に対する改善を各部署にお伝えし、指導していくということが必要なのではないでしょうか。ありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

今の点、東京都側から何かありますか。

【軸菌電気技術担当課長】 やっぱり2024年問題も働き方改革を進めていかななくてはいけないというふうに認識しております。

今年は工事関係書類の削減とか、電子化、電子上で提出し、決裁するという情報共有システムの導入などを推進しております。

また、一部の監督員の検査でも遠隔臨場でやったりとか、現場確認も遠隔臨場ということで、現場に関わる時間をより削減したり有効に活用しているのを始めたばかりですけども、こういうのが浸透していきますと、今年、来年、再来年とどんどん改善されるのかなと思っていますので、発注者側からも、また受注者側も、そういうのをどんどん推進して、当たり前のことでやっていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　続きまして、では、東京都電設協会様のほうからも何かご要望に関連してご発言ございますでしょうか。

【鯉渕副会長】　　東京都さんのほうへの質問なのでございますけれども、4週8閉所ということは、今まで6日間働いていたのが5日間になるわけですね。そうしますと、時間的には17%の減少になるものですから、当然、工期はそれに対して延びるという現象は起きてきます。それから、働く職人さんにしても、今まで1週間のうち6日働いたのが5日働くということは、収入の減になる。そのために工期が延びたときの収入の保証的な、職人さんに対しての、そういう部分での工期の延長と労務費単価のアップというのは、現在、発注されているお仕事の中では、そういうことを考慮した上で、既にもう実行されているのでしょうか。その辺りのことをちょっと教えてください。

【臼田契約調整担当課長】　　では、東京都側からお願いいたします。

【軸菌電気技術担当課長】　　4週8休、週休2日ですけども、その対象工事として、公共工事設計労務単価を1.05倍にするとか、発注費用の増額の対応をしております。あと、工期については、週休2日の日数を加えたり、猛暑の日をあらかじめ算定して加えるとかで、しっかりと工期を考えて設定をしておりますので、その中でやっていただきたいのと。あと、もし必要に応じて、もっと日数がかかってしまうとか、そういうことがあれば、協議に基づいて日数を考えると、そういうのが対応できますので、それでやっていきたいと考えております。

【臼田契約調整担当課長】　　ほかにいかがでしょうか。

【本間常任理事】　　今、お話ありましたモデル工事というのは、これは、うちもさせていただいていたのですが、非常にちゃんと土曜日は閉所になって、土日現場に行かないで済むということになっているのですが、片や、その工事でない仕事に関しては、特に都営住宅なんかの新築工事やらせてもらっているのですが、それに関してはやっぱり土曜日がずっと工事が行われていると、作業員も入っているという現状があるので、全案件とっていいほど、改修工事の一部はさすがにできないところもあるとは思いますが、なるべく数多くしていただければ、これのものの全てにおいての実現化というのがかなりになると思うのですよ。やっぱり役所の工事からしていただかないと、民間の工事までにはなかなか波及しないというのが現状であるので、そうしますと非常にこのモデル工事というのはありがたいなと思っています。モデル工事ができなくてペナルティーを

課すというのは当然あると思うので、ぜひとも数多くしていただけないかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 では、東京都側からお願いいたします。

【軸菌電気技術担当課長】 週休2日工事について、今、基本的には全ての工事を対象にということでやっております。ただ、単価契約工事とか工期が30日未満ぐらいしかない短い工期とかは除いておりますが、基本的に全部で対象にしておりますので、基本的にはそれでこれからも東京都として進めてまいりたいと考えております。

【臼田契約調整担当課長】 そのほか、いかがでしょうか。

電設協会様、お願いいたします。

【佐藤常任理事】 すみません。先ほどの6番のほうで、重複申込制度の導入というところで、皆さん、受注機会を増やすため、そういう意味でこれはちょっと見送っているというご説明だったと思うのですが、例えば年間予定が出たときに、例えば第2・四半期はこの辺出るだろうというので申込みをしています。仮に、それがずれたと、第3のほうに回ってしまったと、そういうことがよくあるのですね、大型工事で。その中で、当然、見積期間とその間の監理技術者でありとか、そういう擁立をしていかなきゃいけないのですね。例えば、それがずれることによって、次、本来の申し込もうとしていたものとなることは、これは多々あるのです。実を言いますと。同じような作業内容であろうと思われるもので。こういったことがありますので、じゃあ、2件出たから2件受注するというのではなく、ここにも書いてありますように、受注したら1件を辞退しますので、そういう形で少しずつ機会を与えていただくと、不調ももしかするとそれで若干減るのではないかなというふうに私は考えているのですが、その辺はいかがでしょうか。

【荒山契約第一課長】 今のお話で、1件でも落札した場合には辞退いたしますよというお話は、なかなかこちらの発注者側でコントロールすることが正直できないものですから、そうしませんよというふうに言われましても、やっぱり同じ事業者が独占して取ってしまうというようなところも正直心配なところがあります。過去にも同じ事業者ばかりが落札してしまうというような状況もあって、これはちょっと不公平感があるのではないかなというような、そういった議論もあったというふうに認識しています。

今お話あったように、少し発注時期がもともとの予定からずれるというようなこともあるのだらうなと思いますが、私どもは、できる限り、まず年間の発注予定、それから四半期ごとに、さらに随時できちんとその辺りを各局のほうで出していくというところを徹底することによって、できるだけそういったずれがないように発注者としてやっていきたいなというふうに思っています。

先ほど来、申し上げているように、なかなかこちらでコントロールできないところ、それを前提とした制度の運用というのがちょっと難しいなというのが現状かなというふうに考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【渡部副会長】 いいですか。題がずれてしまうかもしれないですけど、今ちょっと話が出たので。

最もこの辞退というよりも、東京都側さんで1件取ったらもう次の入札は無効という形のもの、当時はこれが出たときには、いわゆる落札したら3か月は受け付けられないということですよ。ですから3か月は入札に参加できない期間というのを早倒しにさせていただくとか、あと、これもちょっといろいろ今の意見とか、あと、もう一つの意見と言いますか、協会に出ているのは、いわゆる指名漏れした場合、現行では業者数に応じて応札者数を増やしていただいていますけど、それでも集中した場合には指名漏れというのが多分出ていると思うのですよね。それで指名漏れした場合ですと、指名間までの期間にほかに出たものを申し込めないというのも現状だと思うのですが、できればそういったものの、そうしますと機会自体が丸々2週間とかなくなってしまうというのもちょっとどうかかなというところで、全てこういったところじゃないにしても、いわゆるそういったまだちょっと不具合と言いますか、そういった声があるのだけ、ちょっとお聞きしておいていただければと思います。

【荒山契約第一課長】 ご要望は賜りましたので、状況を改めて確認をしたいというふうに思います。

【臼田契約調整担当課長】 ほかに、電設協会の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、東京都側からは、何か発言ございますか。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉です。

状況と言いますか、教えていただきたいのですが、昨今、東京都の発注工事では不調というのが増えてきているのではないかなというようなご意見、状況も見られるというところかなと思っております。

それで、設備さんと言いますか、電気関係の状況を見ても、やっぱりお話を聞きますと、どちらかというとお金が合わないというお話よりも技術者の方の配置が難しいというような意見をいただくことがあるというふうに認識しておりますが、そこら辺の実態の公共工事に向けて、入札参加への状況というもので何かご認識等ありましたら状況だとかを含めて教えていただくと今後の参考になるかなと思って、教えていただければと思います。分かる範囲で、差し障りない範囲で結構です。

【佐藤常任理事】 これは東京都さんだけではなく、官民両方でやはり受注機会を狙っていますので、例えば民間の場合、目白押しで案件があったり、あと再開発物件だったりいろんなものが出てきます。

そこで、例えば本当は東京都のこの仕事を狙っているのだけど落札できなかったという場合、空きますよね。先ほど言ったような、次が出るまで空く。その間に、例えば民間の話が進んで決まってしまう。今おっしゃったように、ある程度、その規模ができる監理技術者とか主任技術的な技術者の擁立が今度難しくなってくるというのが、今の現状なん

です。どちらが先かみたいところがございまして、ちょっと先ほどの話にも戻るのですが、何件かで、1件取ったら次辞退というような形が取れると少しは緩和されるのではないかなというふうに個人的には思っているのですね。

業界でも皆さん、中小ですので、ある程度、限られた監理技術者の方しかいらっしやらないというのがございまして。やはり件名となかなか規模とマッチングしないというのがあって、見ている間にほかのものにどんどん擁立してしまっていて、なかなか手が出ないというのも現状だったりします。

集中でやはりどうしても第2、第3・四半期というのが多いのかなというふうに思うのですね、年間通して。第1・四半期はあんまり工事が少ない。その間、どちらかというところ3月竣工であったら、4、5、6は空きますよね。その間はあまりないと。その代わりに、また7、8、9になったら出てくると。その間に次のことで擁立を予定できればいいのですが、それができない場合、ほかの者に行ってしまうというのが、もうここ何年か続いている、イタチ返しが現状ではないかというふうに思っております。

【米倉契約調整技術担当課長】 技術者のお話もありますけど、やっぱり民間工事というのは、ここ数年が目白押しと申しますか、多くなっているというのが現状の中で、優先順位というのをどう取っていくかというところだということですかね。分かりました。ありがとうございます。

【渡部副会長】 ちょっとすみません。補足させていただきたいなと。

工期ですよ。工期が近年の仕事というのが大型化とか、多分件数の単価も上がっていると思うのですが、工期自体もやっぱり働き方改革とかでたくさん見ていたい。そうすると1件に関わる工事というのはとても長くなっているんで、技術者が1回配置されちゃいますと、どうしても今まで1年、1年半で終わっていたものが、2年、2年半となると、どうしても技術者をずっと配置していかなきゃいけない。

あとは、これは都営住宅さんとの協議でも出るのでありますが、その技術者をある程度行ったところで、何か交代するとか開放するとかという、そういったことが今後必要になってきていただけないのかなというのがちょっと感じているところございまして、やっぱり物件が大型化になってきますと何人もの技術者を入れて、今まで監理技術者一人で、技術者の登録は一人なのですが、仕事自体はそれで同等の方がやっぱりやっていかなきゃいけない。そうなってくるとほかに東京都さんの工事が出たとしても、まだ人が使えないよねというところで、やっぱり常駐と指導的な立場というところで、もうちょっと今後はそういうのをちょっと、我々も考えなきゃいけないとは思いますが、発注者側もちょっと考慮していただくようになっていただければなというところはちょっと感じております。

【本間常任理事】 やはり主任技術者、監理技術者の専任期間というのが、契約時同日から工期エンドまでと、ここは確かにそのとおりで思っているのですが、今、一部の国の機関でやりだしたのが、契約して本当に必要な専任期間から従事してくださいと。例えば、一番逃げ道なのですが、年度末工事がありますが、でも年度末の発注もありますと。

そうすると、年度末工事の人間は本当はそのときにその人間を充てたい、3月で終わるので。3月入札の頭の入札の工事に充てたいのだけど、2週間ラップしてしまうと。そのために、これにエントリーできないということは結構あるのですね。そうすると、国の機関でやりだしたのは何かというと次は5月からでいいですよ。契約はするのですけど、監理技術者の専任期間は5月からです。それから1年半ですとか2年ですとやっている。この逃げ道を探りだした役所も実はあるのですけども。

そういうケース・バイ・ケースのこともあるよということの中で、特に年度末発注の工事に関しては、そういうことを取り入れていただければエントリーが少しは増えるかなと思います。

以上です。

**【米倉契約調整技術担当課長】** ご意見ありがとうございます。

工期などについて、そこら辺の配慮というか、考慮していただきたいというお話かと思いました。今、国においても、まさに担い手3法などで技術者の兼務ですとか、始められていくところかと思えます。それに対して、東京都としても適切な対応を取っていかうかと思っております。

また、併せて、最近ですと、例えば東京都ですと、現場代理人で技術者そのものではないですけども、現場代理人の兼務の一定程度の拡大ですとか、主任技術者、営業所専任技術者の兼務などについても一定の条件下のもとで兼務を認めるなど、対応を図ってきているところがございます。今後、担い手3法のそういった制度も含めて、こういった技術者の兼務や、あとは一体性の範囲というものについて、引き続き検討を進めていきたいと思えます。

それから、あと一番最後にお話いただきました年度末に工期がかかって発注される工事と、あと実際には年度当初に着手すればいい年度末発注、こういったものに対して技術者が重複してしまうということにつきましても、東京都といたしましては技術者配置準備期間制度というものを運用させていただきまして、結局は技術者の実際の工期の着手日、4月以降に合わせて技術者を専任配置していただければいいという制度を運用しているところがございます。ただ、こういったものの、恐らく実施があまり進んでいないよというようなご意見かと思えますので、引き続きこういった制度についても、適切な対応を各局に周知してまいりたいと思えます。

ご意見、どうもありがとうございました。

**【臼田契約調整担当課長】** では、まだ少し時間もございますが、何か全体を通じてご発言ございます方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

では、これもちまして、意見交換会については終了させていただきますが、閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

**【稲垣経理部長】** 本日はどうもありがとうございました。

東京都電設協会の皆様方から、大変貴重な現場といいますか、事業者の皆様方の実情をお教えいただきました。大変勉強になりました。ありがとうございました。

また、入札監視委員会制度部会の先生方からも貴重なご意見を頂戴いたしました。感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見等も参考にしながら、引き続き入札契約制度を精査しながら適切に運用していくことが重要だと感じた次第でございますので、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、どうもありがとうございました。

**【臼田契約調整担当課長】** それでは、以上をもちまして、東京都電設協会様と東京都財務局との意見交換会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——